

横浜市建築基準条例 新旧対照表

旧	新
<p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第53条の6 <u>令第108条の3第3項</u>に規定する建築物に対する第6条第1項、第14条、第16条第2項、第18条、第23条の2、第23条の4第1項及び第2項、第25条第3項、第29条第3項、第30条第2項、第33条第1項、第36条第3項、第41条、第43条の3第2項、第44条、第45条、第49条並びに第53条の4の規定(次項において「耐火性能に関する規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 <u>令第108条の3第4項</u>に規定する建築物に対する第16条第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)、第23条の4第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)及び第53条の4の規定(以下この項において「防火区画等に関する規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第53条の6 <u>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)第2条の規定による改正前の令(次項において「旧令」という。)</u>第108条の3第3項に規定する建築物に対する第6条第1項、第14条、第16条第2項、第18条、第23条の2、第23条の4第1項及び第2項、第25条第3項、第29条第3項、第30条第2項、第33条第1項、第36条第3項、第41条、第43条の3第2項、第44条、第45条、第49条並びに第53条の4の規定(次項において「耐火性能に関する規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 <u>旧令第108条の3第4項</u>に規定する建築物に対する第16条第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)、第23条の4第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項(令第112条第20項に規定する構造物を除く。)及び第53条の4の規定(以下この項において「防火区画等に関する規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>